

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

市立保育所の民間移管 平成24年度の移管予定園4園を選定しました

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するため、市立保育所の民間移管を進めています。平成16年度から年4園ずつ、計24園の移管を実施してきました。この度、平成24年4月に民間移管する市立保育所4園を選定しましたので発表します。今後は、保護者の皆様への説明会を開催し、御理解・御協力をいただきながら、円滑な移管に努めてまいります。

1 平成24年4月から移管予定の保育所

区名	園名	定員	所在地
保土ヶ谷区	境木 保育園	60人	保土ヶ谷区境木町75-58
青葉区	千草台 保育園	60人	青葉区千草台32-15
戸塚区	名瀬 保育園	66人	戸塚区名瀬町777-14
瀬谷区	宮沢 保育園	66人	瀬谷区宮沢2-26-2

※園選定にあたっては、市立保育所の設置数を基本として移管対象となる区を選定し、施設の環境整備を図る観点も加味し、施設の立地条件や老朽化状況、入所率等を総合的に勘案して選定を行いました。

2 移管後の保育内容

<p>これまでと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育料 ●基本的な保育内容 ●障害児保育 	<p>さらに</p>	<p>新たに加わるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>3歳児以上への主食の提供</u>（月～土曜日） 温かいごはんが提供されます。 ●<u>土曜日の給食の提供</u> 土曜日もおいしい給食が提供されます。 ●<u>保育時間の延長</u>（平日7時～20時） （土曜7時～18時30分） 長い保育時間にも対応できます。 ●<u>一時保育</u> 保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に利用できます。 ●<u>その他</u> 利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。 ※「土曜日の給食の提供」以外のサービスは費用負担があります。 ※一部のサービスについては、既に実施している保育所があります。
---	-------------------	--

民間法人に移管しても、児童福祉法に定める認可保育所であることに変わりはありません。

【裏面あり】

3 移管方法

- 土地（市有地） 無償貸付
- 建物 原則として有償譲渡
- 移管先 保育所の運営に実績のある社会福祉法人、公益法人（公益財団法人・公益社団法人）

4 法人選定

- 移管条件を提示し、市内・市外を問わず法人を募集します。
- 学識経験者、市民等からなる移管法人選考委員会で優れた法人を選考します。

5 引継ぎ・共同保育の実施

- 移管前の一定期間、法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎ（引継ぎ・共同保育）を実施します。

6 三者協議会の設置

- 法人決定後、保護者・法人・横浜市からなる三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議します。合意事項については三者で遵守していきます。

7 スケジュール

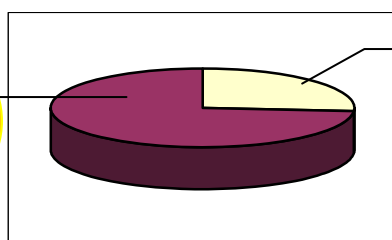
平成21年10月 （以下、予定）	保護者にお知らせ
平成21年11月～	保護者説明会等開催
平成22年6月	移管先法人の募集
平成22年12月	移管先法人の決定
平成23年4月 ～平成24年3月	引継ぎ・共同保育・三者協議会
平成24年4月	移管先法人による運営開始・三者協議会

認可保育所とは？

⇒児童福祉法で定められた基準を満たし、市が認可した保育所です。

- 民間認可保育所も、市立保育所と保育料は同じです。
- 建物や職員配置などの基準は児童福祉法で定められています。
- 民間保育所の保育の質の向上に、市として努めてまいります。
（指導監査の強化、監査結果の公表、第三者評価の実施等）
- 横浜市内には認可保育所が420園あり、内訳は以下のとおりです。

民間認可保育所 318園
※うち認定こども園（幼保連携型）8園



横浜市立 102園
※うち公設民営2園

H21.4.1 現在、市内の認可保育所のうち約4分の3が民間認可保育所となっています。